

社会福祉法人 晴陽会

令和2年度

事業計画書

基本理念

「施設は利用者のために・・・ 法人は地域のために・・・」

私たちは「寄り添う」ことから始める。辛さや痛みを共感し、「安心感」と「心の笑顔」を第一に支援を行う。

法人の事業

【第一種社会福祉事業】

障害者支援施設の経営

【第二種社会福祉事業】

- ・ 障害福祉サービス事業の経営
- ・ 特定相談支援事業の経営
- ・ 生計困難者に対する相談支援事業の経営

【公益事業】

- ・ 障害者日中一時支援事業の経営

○はじめに

社会福祉法第 24 条第 1 項「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び透明性の確保を図らなければならない」とあります。また、第 2 項において「社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うにあたっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう務めなければならない」と責務が定められています。

このことから社会福祉法人晴陽会は、自主的・自立的な経営のもと、社会福祉事業を中心とした質の高い福祉サービスを提供するとともに利用者（障害者）一人ひとりの権利と尊厳を守ります。また、地域貢献活動を通して、地域に暮らす人たちから真に信頼される社会福祉法人を目指します。

私たち社会福祉法人晴陽会の役職員は、以下の事項を常に念頭に置き、法人経営にあたります。

公益性

個人が人として尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい安心のある生活が送れるよう支援していきます。

継続性

利用者のニーズの多少に関わらず、個人に必要なきめの細かい福祉サービスを継続して提供していきます。

透明性

公的な負担（税金）によって行われる事業であることを自覚し、積極的な情報開示、情報提供等を行っていきます。

倫理性

公正、誠実な倫理観に基づく法人経営を行います。

非営利性

事業経営で得た成果は、社会福祉事業の発展や地域の生活課題や福祉事業に還元し、地域福祉の充実に努めます。

開拓性

制度の狭間、制度化されていないニーズに対し、先駆的に対応するとともに、制度化に向けた働きかけを行います。

組織性

良質な福祉サービス、地域の課題やニーズに応えられる人材育成及び組織の強化を図っていきます。

主体性

民間社会福祉法人としての自主性・自立性を発揮し、理事各々が自らの意志、考え、判断によって事業に取り組んで行きます。

機動性

地域の福祉課題・ニーズ及び制度の変化に素早く対応して行きます。

☆基本方針

1. 利用者支援の充実

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利を擁護するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供する。また、常に利用者の意向や意志を尊重し、利用者の立場に立った個別支援計画等を立案し、良質かつ適切な福祉サービスを提供する。

2. 地域支援と共生社会の構築

地域における多様な地域課題に主体的に関わり、様々な関係機関や個人との連携、協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進する。また、地域の協議会に積極的に参画し、地域のネットワークを確立する。

3. 健全な財務規律の確立

財源の負担者である国民から信頼や協力が得られるよう、「見える化」を積極的に推進する。また、公益性の高い事業活動の推進及び信頼性の高い経営から健全な財務規律を確立する。

4. 健全かつ実効性のある組織体制

国民の負託に応えるべく、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織を構築して組織全体を適切に統治する。

5. 職員の確保と育成・定着

良質な福祉人材の確保に向け様々な採用手段を講じる。また、働きがいのある、魅力ある職場、働きやすい職場環境を整える。その上にサービス提供の要となる職員の育成に取り組む。

6. 計画的な改修・改築・施設整備

利用者の生活状況、機能低下等に応じた設備を充実するとともに、安全で衛生的な環境の整備に取り組む。また、地域貢献の拠点となる場所を整備し、誰でもいつでも立ち寄れる「地域の溜まり場」を創造する。

☆中長期計画

1. 利用者支援の充実

『安心・安全・人権の尊重』

【長期ビジョン】

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利を擁護するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供する。

【中期目標】

○自己決定と選択の尊重

利用者やその家族への説明においては、一人ひとりの特性や能力に配慮した説明方法を用いて選択肢を提示するなどし、自己決定を尊重する取り組みを行う。

○権利擁護（適切な支援の推進）

虐待が起こる前には必ず人権侵害が起こっている。常に人権を意識した適切な支援を行っていく。**権利擁護推進委員会の設置運用。**

また、利用者のプライバシーや個人情報を保護し、信頼性の高いサービスを提供する。

○健康管理と事故防止

利用者が安心・安全な生活が営まれるよう、健康管理体制と事故防止体制を構築し確立する。**リスクマネジメント委員会の設置と運用。**

○災害対策・BCP

飲料水、非常食をはじめとする生活物資の備蓄、食事業務委託先との連携強化、BCPによる災害時のサービス提供体制の構築と周知、それに則った訓練等を行っていく。

○快適な生活環境の実現

一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供するため、生活環境について検討し、よりよい環境の実現に取り組む。また、利用者一人ひとりの特性や障害に配慮した設備、備品、器具を準備する。

『サービスの質の向上』

【長期ビジョン】

常に利用者の意向や意志を尊重するとともに、利用者の立場に立った個別支援計画等を立案し、計画に沿った良質かつ適切な福祉サービスを提供する。

【中期目標】

○第三者サービス評価の再受審

福祉サービス第三者評価を再度受審するとともに、評価結果に基づき改善や見直しを定期的に行いサービスの向上につなげる。

○個別支援計画の充実

個別支援計画の作成については、本人及び家族の意向を尊重するとともに、

本人の状況にあった支援を行っていく。

○マニュアルの周知と見直し

現在見直しを行っている各種マニュアルについて、早急に作成を完了し職員に周知するとともに、定期的かつ随時の見直しを行っていく。

○食事形態等への個別対応

利用者の咀嚼・嚥下機能に応じて口腔ケア等を実施することで機能低下を防ぐとともに、機能にあった食事形態で提供する。その際は見た目や味・食感に留意し、可能な限り常食に近い状態で提供する。

○リスクマネジメント体制の構築

リスクマネジメント体制を構築するとともに各事業所から委員を選任し、法人全体で取り組む。

2. 地域支援と共生社会の構築

『地域貢献』

【長期ビジョン】

地域における多様な地域課題に主体的に関わり、様々な関係機関や個人との連携、協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進する。また、地域の協議会に積極的に参画し、地域のネットワークを確立する。

【中期目標】

○みやざき安心セーフティネット事業の活用

平成29年度から始まった「みやざき安心セーフティネット事業」の対象者への迅速かつ適切な対応を行う中で、法人間、関係機関との連携を構築し、課題の解決に努める。

また、調整会議等を定期的で開催し、地域の課題を見いだすとともに、生活困難者等への支援を行う。

○西都市社会福祉法人協働型地域貢献支援事業への積極的参画

西都市内の社会福祉法人が協働して地域の問題の解決や生活困難者への支援を行っていくことで、地域共生社会の構築に積極的に関与していく。

○「フリースペースうからや」を通して

地域の資源として活用していただくよう設備面の充実に取り組む。また、緊急時の駆け込み寺的機能を備え、放課後の児童に対して学習支援も行っていく。

3. 健全な財務規律の確立

『事業運営の透明性の向上』

【長期ビジョン】

財源の負担者である国民から信頼や協力が得られるよう、「見える化」を積極

的に推進する。また、公益性の高い事業活動の推進及び信頼性の高い経営から健全な財務規律を確立する。

【中期目標】

○経営状況の公表

WAM ネットやホームページ等を活用して、法人の事業計画・事業実績・公益的取り組みの実施状況や財務情報等公表が必要な情報について広く地域に発信する。また、苦情相談の内容や福祉サービスに関する自己評価、福祉サービス第三者の結果をホームページに公表し、福祉サービスの質の向上に積極的に取り組み姿勢を地域にアピールする。

○健全な財務規律

各理事が担当する収支（経営）状況を適切に把握し、収益の確保と健全な支出、将来を見通した計画的な事業運営を行う。

○社会福祉充実計画

社会福祉充実残額が発生した場合には、適切に社会福祉充実計画を作成し、所轄官庁へ提出する。

○タイムリーな情報提供

ホームページの更新を迅速に行い、必要な情報をタイムリーに提供する。

○中長期計画に基づく資金計画

中期事業計画・長期事業計画に基づき改修・改築・施設整備等資金計画を作成し、将来を見通した計画的な財務管理を行う。

4. 健全かつ実効性のある組織体制

『ガバナンスの確立』

【長期ビジョン】

国民の負託に応えるべく、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織を構築して組織全体を適切に統治する。また、社会的ルールやモラルを遵守した経営を行う。

【中期目標】

○理事の業務の確立と積極的な推進

自らが担当する部署及び事業が健全かつ効率的に運営できているかを常にチェックし、課題や問題点の解決を行う。また、福祉サービスの充実と地域の課題やニーズへの対応できる体制を構築する。

○職務権限の明確化

理事が各部署の責任者として業務が遂行できるよう、権限を明確にするとともに、関係部署との連携体制を確立する。

○理事会

執行機関として、定期的に執行状況の確認を行うとともに、課題と改善事項を明確にして取り組む。また、理事会の議決・承認が必要な事項について整理を行い、効率的に理事会を開催する。

○組織機能の確立

理事会、評議員会、理事、監事及び評議員が各々の役割を認識し、法人経営と各事業のチェック機能と相互牽制機能を果たす。

○コンプライアンスの徹底

関係法令はもとより、法人の理念や諸規程、社会的ルールやモラルを遵守した経営を行うために、コンプライアンス教育の一環として社会福祉関係法令、労働関連法等の理解を深めるとともに啓発を行う。

5. 職員の確保と育成・定着

『職員確保・育成』

【長期ビジョン】

良質な福祉人材の確保に向け様々な採用手段を講じる。また、働きがいのある、魅力ある職場、働きやすい職場環境を整える。その上にサービス提供の要となる職員の育成に取り組む。

【中期目標】

○人材の確保

ホームページ、パンフレット等での採用広告と説明会等への参加を通して幅広い層からの人材を募るとともに、法人の理念や地域貢献等の「見える化」を行うことで、社会的信頼の高い「おらが町の社会福祉法人」を目指す。

○人材の育成

法人の理念や方針を明確化し、体系的な研修を行っていく。また、資格取得への支援、キャリアパスの仕組みを確立する。

○人材の定着

メンタルヘルス、各ハラスメントに注視し、それらに対する早期の相談と対応を行い快適な職場環境を整えることで離職防止に努める。また、上司、部下、同僚等が円滑な関係でコミュニケーションをとりながら業務を進める組織風土を醸成する。

○業務の明確化

「自らが行う業務が何なのか」を文書化することで業務に対する責任と権限を明確にする。それにより業務内容等の引き継ぎが容易になり、部署の異動に対する心的な負担の軽減を図る。

6. 計画的な改修・改築・施設整備

中長期計画に基づき、以下の修繕等を行う。

【うからの里】

作業棟トイレの移転改修（令和2年度）

全室個室または2人室への改修（5年後）

【高鍋事業所】

就労継続支援 B 型の作業見直しに伴う設備整備（令和 3 年に向けて）

【うからや】

外壁補修（令和 2 年度）

相談支援事業所グループホームの併設（令和 7 年度に向けて）

石堀の補強もしくは撤去（令和 2 年度）

令和 2 (2020) 年度 事業計画

社会福祉法人 晴陽会

社会福祉法人晴陽会中長期計画を基に、令和 2 年度の法人の取組事項は以下の通りとする。

【取組事項】

1 利用者支援の充実

『安心・安全・人権の尊重』

○自己決定と選択の尊重

利用者やその家族への説明においては、一人ひとりの特性や能力に配慮した説明方法を用いて選択肢を提示するなどし、自己決定を尊重する取り組みを行う。

○権利擁護（適切な支援の推進）

虐待が起こる前には必ず人権侵害が起こっている。常に人権を意識した適切な支援を行っていく。虐待防止委員会改め、**権利擁護推進委員会の設置運用**。

○健康管理と事故防止

利用者が安心・安全な生活が営まれるよう、健康管理体制と事故防止体制を構築し確立する。**リスクマネジメント委員会の適正な運用**。

○災害対策・BCP

飲料水、非常食をはじめとする生活物資の備蓄の確認、災害時に必要な機器・器具の再点検と購入を行う。また、BCP（BCM）の見直しを行う。

『サービスの質の向上』

○第三者サービス評価の再受審

福祉サービス第三者評価を再度受審するとともに、評価結果に基づき改善や見直しを行いサービスの向上につなげる。

○個別支援計画の充実

個別支援計画の作成については、本人及び家族の意向を尊重するとともに、本人の状況にあった支援を行っていく。また、アセスメントやモニタリング後の必要な記録について法人の統一した共通様式を作成し対応する。

○食事への個別対応

利用者の咀嚼・嚥下機能に応じて口腔ケア等を実施することで機能低下を防ぐとともに、機能にあった食事形態で提供する。その際は見た目や味・食感に留意し、可能な限り常食に近い状態で提供する。

○リスクマネジメント体制の構築

リスクマネジメント体制を構築するとともに各事業所から委員を選任し、法人全体で取り組む。

2 地域支援と共生社会の構築

○みやざき安心セーフティネット事業の活用

平成 29 年度から始まった「みやざき安心セーフティネット事業」の対象者への迅速かつ適切な対応を行う中で、法人間、関係機関との連携を構築し、課題の解決に努める。

また、調整会議等を定期的で開催し、地域の課題を見いだすとともに、生活困難者等への支援を行う。

○西都市社会福祉法人協働型地域貢献支援事業への積極的参画

西都市内の社会福祉法人が協働して地域の問題の解決や生活困難者への支援を行っていくことで、地域共生社会の構築に積極的に関与していく。

○「フリースペースうからや」を通して

地域の資源として活用していただくよう設備面の充実に取り組む。また、緊急時の駆け込み寺的機能を備え、放課後の児童に対して学習支援も行っていく。

3 健全な財務規律の確立

○経営状況の公表

WAM ネットやホームページ等を活用して、法人の事業計画・事業実績・公益的取り組みの実施状況や財務情報等公表が必要な情報について広く地域に発信する。また、苦情相談の内容や福祉サービスに関する自己評価、福祉サービス第三者の結果をホームページに公表し、福祉サービスの質の向上に積極的に取り組み姿勢を地域にアピールする。

○健全な財務規律

各理事が担当する収支（経営）状況を適切に把握し、収益の確保と健全な支出、将来を見通した計画的な事業運営を行う。

○社会福祉充実計画

社会福祉充実残額が発生した場合には、適切に社会福祉充実計画を作成し、所轄官庁へ提出する。

○タイムリーな情報提供

ホームページの更新を迅速に行い、必要な情報をタイムリーに提供する。

○中長期計画に基づく資金計画

中期事業計画・長期事業計画に基づき改修・改築・施設整備等資金計画を作成し、将来を見通した計画的な財務管理を行う。

4 健全かつ実効性のある組織体制

○理事の業務の確立

自らが担当する部署及び事業が健全かつ効率的に運営できているかを常にチェックし、課題や問題点の解決を行う。

○理事としての自覚

理事が各部署の責任者であることを自覚し、自らが考え計画・行動する。また、部署間が正しく機能するよう努める。

○理事会

執行機関として、定期的に執行状況の確認を行うとともに、課題と改善事項を明確にする。また理事会の議決・承認が必要な事項について整理を行い、効率的に理事会を開催する。

○コンプライアンスの徹底

関係法令はもとより、法人の理念や諸規程、社会的ルールやモラルを遵守した経営を行うために、コンプライアンス教育の一環として社会福祉関係法令、労働関連法等の理解を深めるとともに啓発を行う。

5 職員の確保と育成・定着

『職員確保・育成』

○人材の確保

ホームページ、パンフレット等での採用広告と説明会等への参加を通して幅広い層からの人材を募るとともに、法人の理念や地域貢献等の「見える化」を行うことで、社会的信頼の高い「おらが町の社会福祉法人」を目指す。

○人材の育成

法人の理念や方針を明確にする。同時に、資格取得への支援、キャリアパスの仕組みを確立する。

○業務の明確化

「自らが行う業務が何なのか」を文書化することで業務に対する責任と権限を明確にする。それにより業務内容等の引き継ぎが容易になり、部署の異動に対する心的な負担の軽減を図る。

6 計画的な改修・改築・施設整備

【うからの里】

作業棟トイレの移転改修（令和2年度）
全室個室または2人室への改修（5年後）

【高鍋事業所】

就労継続支援B型の作業見直しに伴う設備整備（令和3年に向けて）

【うからや】

外壁補修（令和2年度）
相談支援事業所グループホームの併設（令和7年度に向けて）
石堀の補強もしくは撤去（令和2年度）

令和2(2020)年度 事業計画

総務部

【基本方針】

法人直轄の部署であることの認識と、安定して運営していくために、他部署・各理事との連携を強化し計画的な執行を進める。法人の方向性に視野を広げ、担当職員が正確かつ組織的に事務処理を行う。情報を共有し、会計基準を遵守した財務体質の強化を図る。

【業務推進の課題と解決に向けた方向性】

□『健全な財務規律の確立』

公益性の高い事業活動の推進、及び信頼性の高い効果的な経営の観点から、健全な財務規律を確立する。経理規程や関係通知等に基づき正確かつ明瞭な会計処理を行う。

□「職員の確保と育成・定着」

福祉人材の確保に向け、様々な採用手段を講じると共に、福祉の仕事の啓発のための情報発信、にも取り組む。また、課員が資質の向上を図り、工夫を凝らして時間・効率・連携を考え、心にゆとりをもって業務に努める。

□『広報活動の充実』

利用者及びご家族、また地域の方への情報提供を図り、法人の活動に正しく認識していただく。また、“見える化”にとどまらない“見せる化”を推進し、地域の信頼と協力を得るために、積極的な情報の発信に取り組む。

□『業務改善と資質向上』

昨年度より進めてきた業務改善が不十分であったことを受け止め、常に経営的な感覚を持ち、有効性・効率性を考えながら業務に取り組む意識を持たせる。総務部の担う業務の整理と、各々の役割を認識し、自主性・自立性を醸成する。

□『公益的な取組』

法人が地域における様々な福祉課題、生活課題に関わる中で、総務部として可能な取組を実施し、共生社会の構築に積極的に関与していく。

【取組事項】

1. 健全な財務規律の確立

- ・情報公表をWAMネットやホームページ等により積極的に公表する

- ・会計処理に関する事務分掌を明確にし適正な会計処理をする
- ・会計事務所による定期的な確認を実施する
- ・各理事が担う部署へ収支状況を行う。
- ・中長期計画に基づく案を、各部署に求める。

2. 人材の確保と定着

- ・採用ツール（ポータルサイト等）の活用
- ・ホームページや広報誌等で人材を募る
- ・適切な労務管理により、職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を作る。
- ・ワークライフバランスを確立させ働きやすい環境を整える

3. 広報活動の充実

- ・パンフレットの見直し
- ・地域への取組を発信する
- ・「見える化」の取組を外部へ発信する
- ・賃金以外の処遇改善（研修、労働環境、子育て両立等）に関する具体的な取組内容を周知する。

4. 自己の資質向上

- ・自らの役割を認識し、自ら考え行動する
- ・ITとシステムを積極的に活用する
- ・労務、会計等の研修に参加する
- ・業務における担当・副担当を決め、業務の効率化を図る
- ・自ら工夫し積極的にチャレンジする
- ・中期における会議を行い、見直しと進捗状況を求める

5. 公益的な取組

- ・各部署で開催される行事へ積極的に参加協力する
- ・地域行事に参加し、接点を増やす
- ・西都市社会福祉協議会協同型地域貢献支援事業へ参加協力する
- ・「見せる化」の推進の為、積極的な情報の発信をする

令和2(2020)年度 事業計画

入所支援部

【基本方針】

◎自分らしく暮らせる環境整備

「優しく、親切、丁寧に」「目配り、気配り、心配り」をモットーに、利用者が安心・安全に生活できる環境づくりに努める。環境とは、職員の環境支援・活動の環境支援・生活の環境支援である。利用者一人ひとりに合った適切な環境整備を行い、利用者の「生活の安定感」に努める。

◎虐待防止と権利擁護

チームワークの欠如からくる、支援方針や支援方法の不統一は、利用者へ大きな負担をかけ虐待へとつながっていく。利用者の行動や変化等の細かな気づきを丁寧な支援へとつなげるとともに、職員が自分の役割を理解し、相手を認め感謝することでチーム力を発揮し、虐待を絶対に起こさない質の高いサービスの提供を行う。

◎利用者が中心にあるサービス

重度・高齢化した利用者や行動障害のある利用者への適切な支援と介護、快適でゆとりのある生活ができる施設である為に、利用者一人ひとりの能力と個性に応じた支援、意思決定支援を行い、常に利用者を中心に置いたサービスの提供を行う。利用者にとって何に特化した施設であるかを意識して支援にあたる。

【取組事項】

(1) 環境の見直し

- ・ 職員の環境…支援内容・方法、言葉遣い等
- ・ 活動の環境…活動内容、活動場所、利用者の状況等
- ・ 生活の環境…居室（プライバシー）、衛生面、ハード面等
- ・ 適正な職員配置

(2) サービスの質の向上

- ・ チームワークの強化
- ・ 職員一人ひとりの自分の役割、求められていることの理解
- ・ 利用者の意思や意向の尊重
- ・ 利用者を中心にした支援
- ・ 職員が働きやすい環境整備

(3) 事故防止

- ・ ヒヤリハットの活用
- ・ 危険個所の見える化

(4) 権利擁護と虐待防止

- ・ 利用者のプライバシーの保護
- ・ 虐待を起こさないという強い意志
- ・ 意思決定支援
- ・ 虐待防止委員会の取組と研修の実施

(5) 個別支援計画の充実

- ・ 個別支援計画の理解と統一支援
- ・ 臨機応変な支援内容の見直し
- ・ 利用者の行動変化に合った計画

(6) 健康管理と感染症対策

- ・ 感染症を持ち込まない為のマニュアルの厳守
- ・ 変化に気づける支援
- ・ 機能低下防止への支援（歩行、リハビリ、口腔ケア等）

(7) 地域との関わり

- ・ 利用者と地域との関わり強化
- ・ 外部が関わりやすい施設
- ・ 地域住民との協働

(8) 人材の育成・定着

- ・ メンタルヘルス、各ハラスメントへの対応
- ・ メンタルチェックの実施と早期対応
- ・ 職員間の円滑な関係が構築できる組織風土
- ・ 業務の明確化

令和 2 (2020) 年度 事業計画

通所支援部

1. 利用者支援の充実

☆基本方針

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利を擁護するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供する。また、常に利用者の意向や意志を尊重し、利用者の立場に立った個別支援計画等の立案と良質かつ適切な福祉サービスを提供する。

○取組事項

- (1) 意思決定支援についての勉強会の開催
次年度から導入が予想される意思決定支援について勉強会を開催し、理解を深めるとともに支援員の資質の向上をはかる。
- (2) 権利擁護委員会とリスクマネージャーの育成
権利擁護委員会（旧虐待防止委員会）に事業所職員も参画し、権利擁護の意識を高めるとともに虐待が絶対に起こらない体制を構築する。
- (3) 利用者の笑顔が一番
利用者の「笑顔」を支援のバロメーターとして支援に取り組む。また、個別の支援を大切に、利用者とのより良い関係を創っていく。
- (4) 健康管理体制の再構築
新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症に対する備えと対応を見直し、より安心安全な事業所を創造する。
- (5) 福祉サービス第三者評価の受診
本年度中に「福祉サービス第三者評価」を受審し、事業所のサービスの改善と向上をはかる。
- (6) 工賃向上
就労継続支援 B 型の根幹となる作業を創造し、定着させることで、作業工賃の安定と向上をはかる。
- (7) 苦情解決
苦情を「利用者の声」と捉え、真摯に受け止めるとともに迅速な対応をとる。また、苦情が申し出やすい方法を考えるとともに、意見が出やすい関係づくりに努める。
- (8) その他
利用者支援のアイデアを職員ひとりひとりが考える。グループスーパービジョン（GSV）の活用。

2. 地域支援と共生社会の構築

☆基本方針

地域における多様な地域課題に主体的に関わり、様々な関係機関や個人との連携、協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進する。また、地域の協議会に積極的に参画し、地域のネットワークを確立する。

○取組事項

- (1) 法人が取り組む地域貢献活動への参画と協力
西都市内の社会福祉法人による地域貢献連携事業への協力と高鍋町社会福祉協議会が共催する協働事業へ積極的に参画する。
- (2) 地域課題への支援
地域住民(主に事業所周辺)の生活課題に対して積極的に支援する。
- (3) 地域の美化計画
定期的に地域の美化活動をおこなう。(ゴミ拾い、掃除、花壇の移植等)
- (4) 地域のたまり場の創設
地域の方々が集まる、話す、遊ぶ、相談するなどの溜まり場ができたらいいな。
- (5) その他
晴陽会の理念「法人は地域のために……」
地域から頼られる、認められる社会福祉法人を目指す。

3. 職員の確保と育成・定着

☆基本方針

良質な福祉人材の確保に向け様々な採用手段を講じる。また、働きがいのある、魅力ある職場、働きやすい職場環境を整える。その上にサービス提供の要となる職員の育成に取り組む。

○取組事項

- (1) 働きやすい職場環境
働きやすい職場・風通しのいい職場とは…職員の意見を聴くことから始める。全職員がやりがいをもって楽しく働くことが、利用者の笑顔につながる。
- (2) 研修への計画的参加と報告
経験年数や役職等に応じた研修に参加させ、研修報告を行うことでフィードバックすることで、職員全体の支援力のアップにつなげる。また、興味ある研修等の受講についても前向きに検討する。
- (3) 職員ひとりひとつのアイディア
担当職員や要職に任せるのではなく、それぞれの職員が目線で考え、

発言できる環境ができたらいいな。

(4) その他

ホームページの適正な更新により地域に情報を発信することで、人員確保の一助とする。

4. 災害対策

☆基本方針

いつ起きても不思議ではない南海トラフ地震、日本のどこかで毎年のように起こる風水害等の自然災害に対して、他人事としてではなく自分事として捉える。平時の訓練や備え、災害時の対応について見直し、改めて災害時復旧計画（BCP・BCM）を策定する。

- (1) いろいろな災害を想定した定期的な訓練
- (2) 緊急連絡体制の再確認
- (3) 情報収集の手段の検討
- (4) 食料品、日用品、常備薬等の備蓄
- (5) 災害時の機器、備品等の点検と確認
- (6) 福祉避難所としての機能確認と準備

令和2(2020)年度 事業計画

地域福祉部

【基本方針】

地域福祉部は、法人が示した基本的な方向性に基づき所管する事業の適切な運営に努めるとともに、地域貢献を積極的に推進していくことで地域社会に信頼され、必要とされる社会福祉法人として広く認知されるよう、法人組織の先頭に立って努力しなければならない。また、所管する事業の推進と地域福祉・地域貢献活動等を通して地域のニーズや法人に期待される役割を明確化するだけでなく、それらの活動を通して入手・分析した情報等を組織にフィードバックさせていくことで、法人全体の今後の運営方針の策定につなげていくという機能の発揮が求められている。

本年度の人事異動により、新たな部長及び主任が配置されたが、昨年までの取組みを継続していくとともに、「人が替われば、経営が変わる」と言われるように、不易流行の理念で、職員の個性を生かした事業の運営に心がけていく。

【地域福祉部が所管する事業】

特定相談支援事業

⇒ 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所「うから」

共同生活援助事業

⇒ 指定共同生活援助事業所「かすみそう」（かすみそう・つばき寮）

⇒ 指定共同生活援助事業所「パセリ」

⇒ 指定共同生活援助事業所「わかば寮」

生計困難者に対する相談支援事業

⇒ 宮崎県社会福祉協議会を実施主体とする「みやざき安心セーフティネット事業」への参画

【地域福祉部における事業活動内容】

(1) 特定相談支援事業所ならびに障害児相談支援事業所「うから」の適切な運営

- ・ 利用者や家族等との信頼関係を念頭に置いた相談の受付と利用者や家族等の意向を反映した計画の立案
- ・ サービス提供事業所（サービス管理責任者）や行政機関等、関係機関との連携に向けた会議（専門部会）への積極的な参加
- ・ 法制度に基づいた計画相談に係る諸業務の推進
- ・ 西都児湯地区全域（西都市・都農町・木城町・高鍋町・川南町・新富町）を対象とした「相談支援事業委託契約」に基づく一般相談の推進
- ・ 相談活動を通じた地域のニーズの発掘と分析ならびに法人に対する発信

(2) 指定共同生活援助事業所「かすみそう」「パセリ」「わかば寮」の適切な

運営

- ・ 実地指導を受けての各職種（生活支援員・世話人）の適正な配置
- ・ 法制度に基づいた共同生活援助事業に係る業務の確実な遂行
- ・ 利用者及び家族との信頼関係に基づく個別支援計画の作成と権利擁護を意識したサービスの提供
- ・ 利用者が安心して生活できる環境づくりと GH を設置する地域との良好な関係づくり
- ・ 利用者の重度高齢化を念頭に置いた健康管理と適時適切な通院支援の実施
- ・ 個々の利用者の状況を念頭に置いた中長期的展望に基づくライフステージの検討
- ・ 緊急時や災害時等における適切な対応とバックアップ施設との連携強化

(3) 生計困難者に対する相談支援事業（みやぎき安心セーフティネット事業）の適切な運営

- ・ 社会福祉協議会や福祉事務所、事業に参加する他法人との緊密な連携に基づく迅速且つ適切な相談支援活動の実施
- ・ 適切な支援（経済的援助）につなげるための記録の整備と適切な管理
- ・ 民生委員（児童委員）や区長、学校、保育所等との連携協力体制の構築
- ・ 安定した生活や他制度に基づくサービス提供に至るまでの継続的な支援の実施

(4) 所管する事業を展開する上での他機関との連携強化（関係行政機関・社会福祉協議会・他社会福祉法人・障害者自立支援協議会、ボランティア団体や個人等）

- ・ 関係自治体が開催する障害者自立支援協議会等に係る専門部会等への積極的な参加
- ・ 専門部会における協議内容の確実な法人へのフィードバック
- ・ 障害者の自立に向けた体制づくりにおける積極的参加
- ・ 他機関との協働による地域づくりへの積極的参加
- ・ 「西都市社会福祉協議会社会福祉法人連携支援事業」に基づく地域住民に対する支援事業の展開

(5) 地域のニーズに即した行事の開催や「フリースペース」の積極的開放

- ・ セタ（7月）及びクリスマスと正月に因んだ行事（12月）の見直し
- ・ 地域住民の主体的な活動の場としての積極的な開放とサークル活動への活用促進及びそれを可能とする設備環境の充実
- ・ 地域児童の活動の場としての活用方法の見直し（学習支援も含めて）

(6) 地域のニーズの掘り起こしとそれに応える地域貢献の推進

- ・ 地域住民や区長、民生委員等との連携による地域のニーズの明確化
- ・ 地域ニーズに即した地域貢献のあり方（学習支援、法人版フードバンクの創設、子ども食堂、不用品の回収と無償提供等）の模索
- ・ 地域住民を巻き込んだ共に助け合う地域づくりの模索

(7) 法人が経営する施設・事業所との連携

- ・ 法人が設置運営する施設ならびに事業所が実施する取り組みへの参加協力
- ・ GH のバックアップ施設（うからの里）との連携・協力体制の確立
- ・ GH 利用者の日中活動の場である法人内事業所（高鍋事業所）との連携

(8) 地域福祉部会（通称「うからや会議」）の定期的開催

地域福祉部が抱える課題や懸案事項の解決、所属職員間の情報共有や認識の共有を目指した地域福祉部会の開催を定期的に行う（原則として毎月最終週の前週の木曜日、午前 10 時 30 分より）。